

令和 7 年度雲南市一般廃棄物処理実施計画

1. 計画の位置づけ

本計画は廃棄物の処理および清掃に関する法律第 6 条第 1 項と雲南市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 4 条第 1 項に基づき策定する。

2. 一般廃棄物処理計画の基本方針

廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

3. 計画処理区域

雲南市全域を計画処理区域とする。

可燃ごみについては、吉田町及び掛合町区域分をいいしクリーンセンター（以下「いいし CC」とする。）に集約後、大型塵芥車（パッカー車）によって雲南エネルギーセンター（以下「雲南 EC」とする。）に運搬し、大東町、加茂町、木次町及び三刀屋町の区域分の可燃ごみと併せて処理する。

不燃ごみ及び資源ごみ等については、吉田町及び掛合町の区域分をいいし CC にて、大東町、加茂町、木次町及び三刀屋町の区域分をリサイクルプラザ（以下「プラザ」とする。）においてそれぞれ処理する。

4. 計画実施期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

5. 一般廃棄物の処理主体

区分	収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	雲南市・飯南町事務組合 (委託・許可・直接搬入)	雲南市・飯南町事務組合 (直営・委託)	雲南市・飯南町事務組合 (直営・委託・売却)
不燃ごみ			雲南市・飯南町事務組合 (委託・売却)
資源ごみ			
粗大ごみ			雲南市・飯南町事務組合 (直営・売却)
家電リサイクル品目	排出者による直接搬入	雲南市・飯南町事務組合 (委託処理)	—
有害ごみ（乾電池） （蛍光管）	雲南市・飯南町事務組合 (委託・直接搬入)		
その他（災害・火災等）	雲南市・飯南町事務組合 (許可・直接搬入)	雲南市・飯南町事務組合 (直営・委託)	雲南市・飯南町事務組合 (直営・委託)

し尿	雲南広域連合 (許可)	雲南広域連合	雲南広域連合
浄化槽汚泥	雲南市 (許可)		

6. 一般廃棄物の発生量の見込み

(1) 雲南市・飯南町事務組合処理量

(単位：t)

区 分	雲南 EC プラザ	いいし CC	計
可燃ごみ	6,100	720	6,820
不燃ごみ	660	60	720
資源ごみ	550	70	620
粗大ごみ	1140	70	1,210
家電リサイクル品目	6	2	8
有害ごみ(乾電池) (蛍光管)	12	3	15
	3	1	4
その他(災害・火災等)	40	5	45
計	8,511	931	9,442

※いいし CC 分は吉田町及び掛合町分のみを計上している。

(2) 一般廃棄物処分業許可業者処理量

(単位：t)

業者名	処理物	処理量
山陰丸和林業 株式会社	木くず	916
有限会社 山根建設	木くず、がれき類	360

7. 収集・運搬計画

- (1) 収集・運搬について、家庭系一般廃棄物は業者委託で行い、事業系一般廃棄物は原則事業者自体の直接搬入又は許可業者により行う。なお、事業主でなく、かつ雲南市・飯南町事務組合以外へ搬入する場合は、市の許可業者により収集・運搬を行う。

また、個人では直接搬入が困難な家庭系一般廃棄物である粗大ごみ等については、雲南市・飯南町事務組合の「粗大ごみ収集運搬業務実施要領」に登録する業者に依頼し、所定の施設に搬入することができる。

ア. 収集区域の範囲

区 分	雲南 EC (プラザ)	いいし CC
可燃ごみ	大東町・加茂町・木次町・ 三刀屋町	吉田町・掛合町 (飯南町) ※いいし CC においては 飯南町のごみも回収して いる。
不燃ごみ		
資源ごみ		
粗大ごみ		
家電リサイクル品目		
有害ごみ (乾電池)(蛍光管)		
そ の 他 (災害・火災等)		
木くず、がれき類、刈り 草、剪定枝葉、木材破砕 片、動植物性残渣	許可業者による	許可業者による

イ. 収集回数

区 分	雲南 EC (プラザ)	いいし CC
可燃ごみ	2 回／週	2 回／週
不燃ごみ	1 回／月	1 回／月
資源ごみ	1 回／月	1 回／月
粗大ごみ (かわら・コン クリート等含む。)	—	—
家電リサイクル品目	—	—
有害ごみ (乾電池) (蛍光管)	1 回／月	2 回／週
	1 回／月	1 回／月
その他 (火災等)	—	—
木くず、がれき類、刈り 草、剪定枝葉、木材破砕 片、動植物性残渣	許可業者による	許可業者による

※「—」においても排出者による施設への直接搬入は想定している。

ウ. 収集方法

区 分	雲南 EC プラザ	いいし CC
可燃ごみ	ステーション方式 一部収集ボックス方式	収集ボックス方式 一部ステーション方式
不燃ごみ	ステーション方式	ステーション方式
資源ごみ	ステーション方式	収集ボックス方式 一部ステーション方式
粗大ごみ	—	—
家電リサイクル品目	—	—
有害ごみ（乾電池） （蛍光管）	ステーション方式	収集ボックス方式 一部ステーション方式
	ステーション方式	ステーション方式
その他（災害・火災等）	—	—

※「—」においても排出者による施設への直接搬入は想定している。

エ. 収集・運搬する廃棄物の量（委託分）

（単位：t）

区 分	雲南 EC プラザ	いいし CC
可燃ごみ	4,700	600
不燃ごみ	285	40
資源ごみ	345	60
粗大ごみ	—	—
家電リサイクル品目	—	—
有害ごみ（乾電池） （蛍光管）	12	3
	3	1
計	5,345	704
直接搬入分	3,166	227

※いいし CC 分は吉田町及び掛合町分のみを計上している。

8. 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

区分	施設名	所在地	処理方式	処理能力	処理区域
可燃ごみ	雲南 EC	雲南市加茂町 三代 1331-1	固形燃料化方式	40.717 t/日	雲南市、飯南町全 域
	いいし CC	飯石郡飯南町 都加賀 698-1	積替方式	12 t/日 24 m ³ /2 h	吉田町、掛合町及 び飯南町
不燃ごみ等	プラザ	雲南市木次町 里方 1369-39	破碎・圧縮方式	不燃ごみ 10 t/日 資源ごみ 2.5 t/日	大東町・加茂町・ 木次町・三刀屋町
	いいし CC	飯石郡飯南町 都加賀 698-1	破碎・圧縮方式	不燃ごみ 1.7 t/日 資源ごみ 0.7 t/日	吉田町・掛合町 (飯南町)

(2) 中間処理量の見込み

(単位：t)

区 分	雲南 EC プラザ	いいし CC (積替分)	計
可燃ごみ	7,660	(720)	7,660
不燃ごみ	660	60	720
資源ごみ	550	70	620
粗大ごみ	1,140	70	1,210
家電リサイクル品目	6	2	8
有害ごみ (乾電池) (蛍光管)	12	3	15
	3	1	4
その他 (火災・火災等)	40	5	45
計	10,071	211	10,282

※いいし CC 分は吉田町及び掛合町分のみを計上している。

※可燃ごみに係るいいし CC 分のカッコ書きは、雲南 EC における中間処理量の内訳である。

9. ごみの排出抑制・再資源化計画

(1) 排出抑制の方法

ア. 分別収集の徹底

イ. 3R運動の推進（施設見学、視察を通しての啓発含む）

ウ. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に沿った排出抑制・再資源化の啓発

(2) 再資源化の数量及び方法

（単位：t）

内 訳	雲南E C ・プラザ		いいしC C	
	数 量	方 法	数 量	方 法
可燃ごみ	3,830	R D F 売却	—	R D F 売却 (いいしC C 分としては飯南町分を含み 770)
不燃ごみ	140	金属類一部売却	45	金属類一部売却
資源ごみ（ビン） （飲料缶） （ダンボール類）	110	処理委託	18	処理委託
	30	売却	5	売却
	260	売却	51	売却
粗大ごみ	1,080	金属類一部売却	19	金属類一部売却
家電リサイクル品目	6	処理委託	2	処理委託
有害ごみ（乾電池） （蛍光管）	12	処理委託	3	処理委託
	3	処理委託	1	処理委託
計	5,471		144	

※いいしC C 分は吉田町及び掛合町分のみを計上している。

10. 可燃ごみの統合処理計画

令和3年11月12日より、いいしCCの可燃ごみの最終処理先であった出雲エネルギーセンターが廃止されたことから、雲南ECでの統合処理に変更。

そのため、令和3年度にいいしCCを積替え中継方式による施設改造工事を実施し、大型塵芥車を用いて雲南ECへ可燃ごみの搬送を行っている。

11. 最終処分計画

1) オープン型最終処分場（木次町里方）については、プラザの不燃残渣、瓦、及びコンクリート破片等安定物の埋立て処分を行う。同じくオープン型の加茂不燃物処理場へは、ガラス、陶器くず、廃プラスチック類、瓦及びコンクリート破片等を処分する。処分区域は吉田町及び掛合町を除く区域とする。

2) いいしCCのクローズド型最終処分場については、不燃残渣の埋立て処分を行う。処分区域は吉田町及び掛合町の区域とする。

ア. 最終処分場の概要

(令和6年3月31日現在)

施設名	所在地	処理方式	埋立地面積	全体容量	残余容量	備考
埋立最終処分場	雲南市木次町里方 1369-13	セル方式	5,200㎡	28,500㎥	7,207㎥	雲南EC ・プラザ発生分
加茂不燃物処理場	雲南市加茂町神原 530-1	セル方式	2,808㎡	10,000㎥	1,236㎥	
埋立最終処分場(いいしCC)	飯石郡飯南町都加賀 698-1	セル方式	630㎡	2,800㎥	1,274㎥	いいしCC発生分
計			8,638㎡	41,300㎥	9,717㎥	

イ. 残渣の量及び処分方法

区 分	雲南EC（プラザ）		いいしCC	
	発生量	処分方法	発生量	処分方法
不燃ごみ（瓦・コンクリート等破片を含む。）	400 t	埋 立	23 t	埋 立

※いいしCC分は吉田町及び掛合町分のみを計上している。

1 2. 住民に対する広報・啓発活動

- (1) 年間の収集日程表を各戸に配布する。併せて転入者や希望者に分別表を配布する。
- (2) 「ごみの分別冊子」を配布し、ごみの分別・減量について周知徹底を図る。
- (3) 市報に掲載して行う。

1 3. 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

処理方法別人口は次のように予測する。

(単位：人)

し尿収集	自家処理	浄化槽	下水道処理	農業集落排水処理	コミプラ	合計
3, 0 4 6	0	8, 7 2 0	1 4, 5 0 8	7, 3 3 6	0	3 3, 6 1 0

※中山のコミュニティプラントは令和5年度に廃止。

(2) し尿・浄化槽汚泥処理実施計画

ア. 収集運搬計画

(ア) 収集運搬する廃棄物の量

(単位：k L)

搬入者	種類	収集運搬量	合計
許可業者	し尿	2, 6 8 8	1 7, 2 1 4
	浄化槽汚泥	1 0, 6 5 4	
	農集汚泥	3, 8 7 2	

(イ) 収集区域の範囲

雲南市全域とする。

(ウ) 収集回数

し尿については概ね月1回、浄化槽汚泥については概ね年1回の割合で収集する。

(エ) 収集方法

し尿については雲南広域連合の許可業者、汚泥については雲南市の許可業者が各戸収集方式により収集・運搬する。

なお、収集運搬体制については現行どおりを基本とするが、公共下水道事業の進捗等により許可業者による収集担当戸数に著しい変動が予測される場合には、必要に応じ是正を図ることとする。

イ. 中間処理計画

(ア) 処理施設の概要

名称	雲南広域連合公共下水道・雲南クリーンセンター
所在地	雲南市木次町里方 568 番地
処理方式	下水道投入
処理能力	1 4 4 m ³ /日

(イ) 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

(単位：k L)

搬入者	種類	収集運搬量	合計
許可業者	し尿	2, 6 8 8	1 7, 2 1 4
	浄化槽汚泥	1 0, 6 5 4	
	農集汚泥	3, 8 7 2	

1 4. 一般廃棄物収集運搬業許可業者 (※)

業者名	事業所所在地	事業の範囲
有限会社 山根建設	雲南市大東町中湯石 936 番地 1	木くず、がれき類
山陰丸和林業 株式会社	松江市西津田一丁目 2 番 14 号	木くず
株式会社 もちだ園芸	出雲市渡橋町 398 番地	刈り草、剪定枝葉・木材破砕片（建築廃材は含まない）
株式会社 錦海化成	鳥取県境港市昭和町 7 番地 3	魚介類のあら

※し尿及び浄化槽に係る汚泥は除く。雲南市・飯南町事務組合管轄外許可業者のみ記載。

1 5. 浄化槽汚泥に係る収集運搬業許可業者

業者名	事業所所在地
有限会社 雲南サクア	雲南市大東町前原 364 番地
有限会社 フジハラメンテナンス	雲南市加茂町南加茂 888 番地 6
有限会社 平和衛生社	雲南市三刀屋町下熊谷 1404 番地
クリーン 株式会社	大田市長久町長久イ 249 番地 2
有限会社 雲南浄化槽センター	出雲市荒茅町 534 番地

1 6. 一般廃棄物処分業許可業者

業者名	事業所所在地	事業の範囲	処理方法
有限会社 山根建設	雲南市大東町 中湯石 936 番地 1	木くず がれき類	がれき類： 全量破砕による再生 木くず： 全量破砕によりチップ化
山陰丸和林業 株式会社	雲南市加茂町 南加茂 807 番地 2	木くず	全量破砕機で破砕チップ化する

1 7. 浄化槽清掃業許可業者

業者名	事業所所在地
有限会社 雲南サクア	雲南市大東町前原 364 番地
有限会社 フジハラメンテナンス	雲南市加茂町南加茂 888 番地 6
有限会社 平和衛生社	雲南市三刀屋町下熊谷 1404 番地
クリーン 株式会社	大田市長久町長久イ 249 番地 2
有限会社 雲南浄化槽センター	出雲市荒茅町 534 番地

1 8. 処理計画適用開始期日

令和 7 年 4 月 1 日